

平成19年9月10日
情報通信審議会
情報通信技術分科会
放送システム委員会

放送システム委員会報告（案）に対する意見の募集 （放送事業用システムに関する技術的条件）

情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会（主査：伊東 晋 東京理科大学教授）は、放送システムに関する技術的条件のうち放送事業用システムに関する技術的条件について検討を行ってまいりました。

このたび、報告（案）を取りまとめましたので、本報告（案）に関して広く国民の皆様から以下の要領で意見を募集いたします。

1 意見募集の対象

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 報告（案）

2 概要

放送の番組中継用固定無線回線システム等は、その使用する周波数帯（3.5GHz帯）を第4世代移動通信システム等に割り当てるため、他の周波数帯へ移行することが求められています。

また、地上デジタル放送の円滑な全国普及に向けて、長距離離島向けの中継回線用として、UHF帯を利用した固定無線回線システムの実現が求められています。

さらに、地上デジタル放送のHDTV番組の充実とミリ波の有効利用促進のため、HDTV番組素材の伝送、中継用システムの実現が求められています。

このため、情報通信審議会情報通信技術分科会放送システム委員会においては、これら放送事業用システムの技術的条件について検討を行っております。本報告（案）は、これまでの検討結果について取りまとめたものです。

3 意見募集の要領

別紙のとおり

4 募集期限

平成19年10月11日（木）午後5時まで

5 意見提出上の留意点

提出いただいた意見については、内容や氏名（法人等にあつてはその名称）、その他属性に関する情報を公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、氏名の欄にその旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、その旨御了承ください。

6 今後の予定

意見募集の結果を踏まえ、10月中に報告を取りまとめる予定です。

<連絡先>：【意見の募集について】

放送システム委員会事務局

総務省 情報通信政策局 放送技術課
(担当：今田課長補佐、西森係長)

住 所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関 2-1-2
中央合同庁舎 2 号館

電 話：(代表) 03-5253-5111
(内線 5786)

：(直通) 03-5253-5786

F A X： 03-5253-5788

E-mail：bsys-ttlwg@ml.soumu.go.jp

：【情報通信審議会について】

情報通信審議会事務局

総務省 情報通信政策局 総務課
(担当：渡辺課長補佐、濱元係長)

電 話：(代表) 03-5253-5111
(内線 5694)

：(直通) 03-5253-5694

F A X： 03-5253-5714

関連報道資料

「放送システムに関する技術的条件の情報通信審議会への諮問」

(平成 18 年 9 月 28 日)

http://www.soumu.go.jp/s-news/2006/060928_6.html

意見募集要領

報告（案）に対して意見を提出されたい方は、下記により意見を提出して下さい。

記

1. 意見書に氏名、住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）及び連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記の上、提出期限までに日本語にてご提出下さい。

また、意見書には、最初に意見の対象となるページ及び項目等を記入願います。なお、個別の項目ではなく全体に対する意見の場合は「全体への意見」と記入ください。

2. 提出期限は、平成19年10月11日（木）午後5時必着とします。

3. 提出方法

意見は、次のいずれかの方法により提出してください。

なお、FAX、持参又は郵送の場合、提出頂いた意見を電子媒体により提出して頂くようお願いすることがありますので、その際は協力願います。

【電子メールの場合】

電子メールアドレス：bsys-ttlwg@ml.soumu.go.jp

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 事務局宛

なお、電子メールの受取可能最大容量は5MBとなっていますので、それを超える場合は、ファイルを分割するなどした上で提出してください。

【FAXの場合】（※担当に電話連絡後、送付してください。）

電話番号：03-5253-5786

FAX番号：03-5253-5788

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会 事務局宛

【持参又は郵送の場合】

送付先住所：〒100-8926

東京都千代田区霞が関2-1-2 中央合同庁舎2号館 11階

総務省 情報通信政策局 放送技術課内

放送システム委員会 事務局宛

4. 留意事項

意見が1,000字を超える場合、その内容の要旨を添付してください。

提出されました意見は、電子政府の総合窓口[e-Gov] (<http://www.e-gov.go.jp>) の「パブリックコメント欄」に掲載するほか、総務省情報通信政策局放送技術課にて配布します。

ご記入いただいた氏名（法人等にあってはその名称）、住所（所在地）、電話番号、メールアドレスは、提出意見の内容に不明な点があった場合等の連絡・確認のために利用します。

なお、提出された意見とともに、氏名（法人等にあってはその名称）やその他属性に関する情報は公表する場合があります。公表する場合に匿名を希望される場合には、氏名の欄にその旨を記入してください。

また、意見に対する個別の回答はいたしかねますので、あらかじめご了承ください。